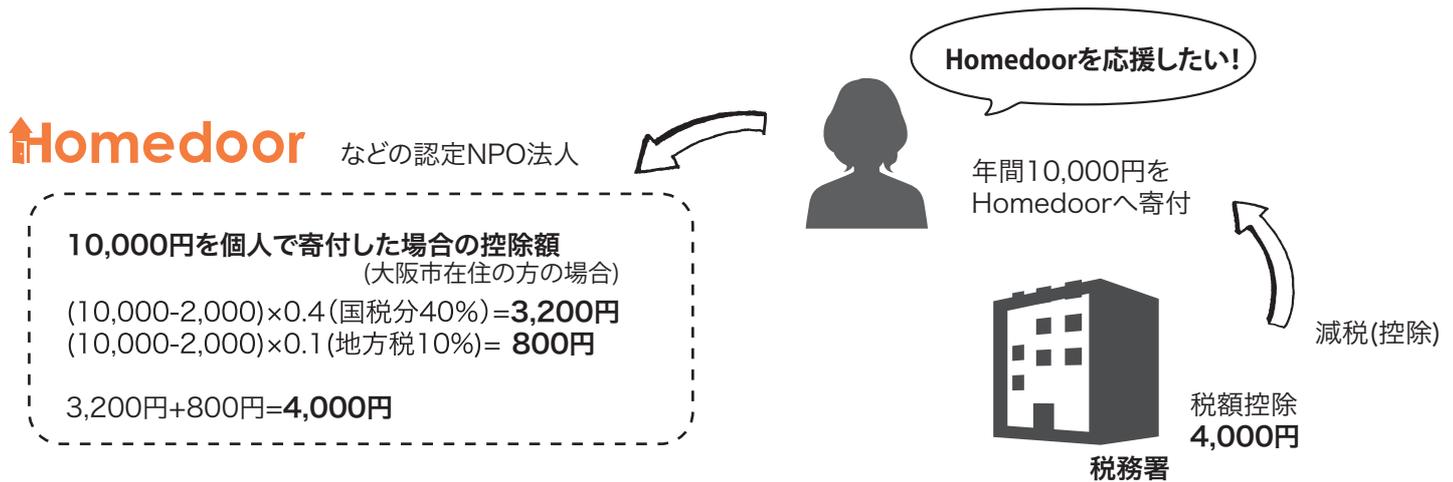


寄付したお金の最大50%が減税(控除)される 寄附金控除のご案内

2017年1月23日にHomedoorは大阪市より認定を受けた「認定NPO法人」になりました。当法人への寄付は確定申告をすることで寄付金控除を受けることができます。認定NPO法人とは、所轄庁が、NPO法人のうちその運営組織および事業活動が適正であって、公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合した法人を言います。



※上記は税額控除形式による計算です。所得控除形式のほうが控除金額が大きい場合がございます。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。
※地方税も控除対象ですが、各自治体によって異なります。詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせください。

控除を受けるには

1月~2月

領収書を受け取る

Homedoorから領収書を受け取ります。毎年12月末締めで1年間分まとめて、お知らせいただいた住所に郵送します。

2月中旬~3月中旬

確定申告書を作成・提出する

確定申告書を税務署(国税庁WEBサイトも可)で作成し、Homedoorから送られてきた領収書を添付して税務署に提出してください。

4月頃

還付金を受け取る

国税還付金として指定口座に振り込まれます。

※領収書に記載されているご住所とお名前が間違っていると、確定申告をすることができません。お引越し、ご結婚などで変更があった場合は必ず最新のものをお知らせください。

※クレジットカードでのご寄付の場合、決済代行会社からHomedoorに入金された日を「寄付日」として取り扱いますので、ご注意ください。